

お知らせ

Ｊアラートの全国一斉情報
伝達訓練が実施されます
問総務課 4112

日 8月29日(水) 11時頃
容 国：訓練情報を発信
町：①訓練情報を受信、②防
災無線及び登録制メール
「野木町防災たより」の自動
起動、③正常に自動起動し
たか確認
防災無線放送内容例
①チャイム音
②「これは、Ｊアラートのテス
トです」×3
③「こちらは、野木町役場です」
④チャイム音
※Ｊアラートは、弾道ミサイル
情報・緊急地震速報等、対処
に時間的余裕のない事態に関
する情報を人工衛星を用いて
国から送信し、防災行政無線
や登録制メール「野木町防災
たより」を自動起動すること
により、国から直接町民の皆
様に対し緊急情報を瞬時に伝
達するシステムです。
※訓練は、災害等が発生した場
合又は発生が懸念される場合、
中止することがあります。

国民健康保険限度額
適用認定証の申請
問住民課 4136

限度額認定証は、国民健康保
険に加入されている方が入院や
外来診療を受けた場合の医療費
の自己負担限度額を病院に示す
ものです。病院に保険証と認定
証を提示すると、1か月の窓口
負担額のうち、保険診療分の医
療費が次の表のとおりになりま
す。
自己負担限度額は所得に応じ
て決まりますが、8月1日から
は29年分の所得がもとになりま
す。認定証が必要な方は、8月
1日以降に住民課に申請してく
ださい。
申請に必要なもの
保険証・印鑑
・70歳以上75歳未満の方は、現
役並み所得者Ⅰ・Ⅱと低所得
者Ⅰ・Ⅱの方が対象です。
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方は、
8月から限度額適用認定証が
必要となります。
・自己負担限度額は1か月（各
月1日～末日）の金額です。
・過去12か月のうちで自己負担
限度額上限までの支払が4回
目以降の場合、自己負担限度

◎70歳未満の方

区分	所得要件	自己負担限度額	4回目以降
ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600円＋ (医療費の総額－842,000円) × 1 %	140,100円
イ	旧ただし書所得 600万円～901万円以下	167,400円＋ (医療費の総額－558,000円) × 1 %	93,000円
ウ	旧ただし書所得 210万円～600万円以下	80,100円＋ (医療費の総額－267,000円) × 1 %	44,400円
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

※旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた額です。

額が下がります。
・差額ベッド代や食事代は自己
負担限度額に含まれません。
・世帯に所得を申告していない
方がいる場合、申告していな
だいた後に判定されます。
・国民健康保険税を納めていな
い場合、認定証を交付できな
いことがあります。

◎70歳から75歳未満の方

区分		外来（個人単位） の限度額	外来＋入院（世帯単位） の限度額	4回目以降
現役並み所得者	Ⅱ（課税所得380万円以上690万円未満の方）	167,400円＋ (医療費の総額－558,000円) × 1 %		93,000円
	Ⅰ（課税所得145万円以上380万円未満の方）	80,100円＋ (医療費の総額－267,000円) × 1 %		44,400円
低所得者	Ⅱ（世帯主およびすべての国保加入者が住民 税非課税の世帯の方）	8,000円	24,600円	なし
	Ⅰ（世帯主およびすべての国保加入者が住民 税非課税の世帯の方で、かつ世帯全員の 所得が0円の世帯の方）		15,000円	